

# 平成27年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・拡充・延長・その他）

No	26	府省庁名	経済産業省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 <u>その他（軽油引取税）</u>		
要望項目名	軽油引取税の課税免除の特例措置の延長（鉱物の掘採事業を営む者のうち石灰石・鉱物掘採業）		
要望内容（概要）	<p>・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要）          さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場内において専ら鉱物の掘採、積み込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源の用途に供する軽油について、1 kLにつき32,100円（32.1円/L）の課税を免除。</p> <p>・特例措置の内容          課税免税措置の適用を3年間延長。</p>		
関係条文	<p>地方税法附則第12条の2の7第1項第5号          地方税法施行令附則第10条の2の2第6項</p>		
減収見込額	<p>[初年度] - (▲2,922) [平年度] - (▲2,922)          [改正増減収額] (単位：百万円)</p>		
要望理由	<p>(1) 政策目的          ①国民生活に不可欠な石灰石等鉱物資源の安定的かつ効率的な供給を中長期的に確保する。          ②特に東日本大震災の復興需要や国土強靱化への対応、2020年（平成32年）の東京オリンピック・パラリンピックに向けたインフラ整備等に不可欠なコンクリート、鉄鋼等の製造に必要な石灰石等鉱物資源の安定供給。</p> <p>(2) 施策の必要性          ①石灰石等鉱物資源は、コンクリート、鉄鋼等の製造に必要不可欠な基礎物資である。特に石灰石はコンクリートの原材料となるセメントの主要原料のほか、鉄鋼を生産するのに必要な副原料、コンクリート用骨材、道路の路盤材等に利用され社会資本整備を支える重要な物資であるとともに、国内で100%自給できる貴重な鉱物資源である。          ②更に、平成23年3月に発生した東日本大震災により倒壊した防潮堤、橋、道路等の公共インフラ設備や商業施設、住宅等の民間施設の復旧・復興も緒についたばかりであり、引き続き膨大なセメント、骨材、鉄鋼等が必要となる。          ③石灰石等鉱物資源については、中小企業が大宗を占める掘採事業者が安定供給を担っており、中長期的に安定供給を確保していくためには、これらの掘採事業者が安定的に事業を継続する必要がある。          ④また、掘採事業者は、地方圏で事業を展開し、地域経済及び地域雇用を支えており、安倍内閣が取り組む地域経済活性化において果たす役割は重要。          ⑤こうした掘採事業者にとって、軽油引取税の軽減措置は、安定的に事業を継続する上で必要不可欠な措置であり、今後も課税免除措置の継続は必要。</p>		
本要望に対応する縮減案			
	ページ	—	

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	5. エネルギー・環境 5-1 資源・燃料																																				
	政策の達成目標	・100%の自給率を有する石灰石等鉱物資源の安定的かつ効率的な供給を中長期的に確保。																																				
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間は延長期間	・平成27年4月1日から平成30年3月31日までの3年間の延長																																				
	同上の期間中の達成目標	・軽油引取税の課税免除措置により石灰石等鉱物の掘採事業を営む者の経営基盤が安定するとともに生産コストの低減が図られ、鉱物資源の安定的かつ効率的な供給が確保されること。																																				
政策目標の達成状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・我が国で操業している鉱山数は平成25年4月1日現在381鉱山（うち金属鉱山12、非金属鉱山369）であり、非金属鉱山のうち石灰石鉱山が227鉱山、けい石鉱山が50鉱山となっている。また、金属鉱山では金・銀鉱山（5鉱山）が最も多い。</li> <li>・石灰石及びけい石は、自給率（我が国鉱山からの供給率）が毎年ほぼ100%で推移するとともに、金についても毎年一定の生産量を継続し、我が国の鉱物資源の安定供給に大きく貢献。</li> </ul>																																					
有効性	要望の措置の適用見込み	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>軽油引取税課税免除適用件数（鉱山数）</th> <th>免税軽油使用量（kL）</th> <th>減収額（百万円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td> <td>416</td> <td>87,548</td> <td>2,810</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>414</td> <td>89,320</td> <td>2,867</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>406</td> <td>90,081</td> <td>2,892</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>389</td> <td>92,939</td> <td>2,983</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>381</td> <td>91,028</td> <td>2,922</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>381</td> <td>91,028</td> <td>2,922</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>381</td> <td>91,028</td> <td>2,922</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>381</td> <td>91,028</td> <td>2,922</td> </tr> </tbody> </table>		軽油引取税課税免除適用件数（鉱山数）	免税軽油使用量（kL）	減収額（百万円）	平成21年度	416	87,548	2,810	平成22年度	414	89,320	2,867	平成23年度	406	90,081	2,892	平成24年度	389	92,939	2,983	平成25年度	381	91,028	2,922	平成26年度	381	91,028	2,922	平成27年度	381	91,028	2,922	平成28年度	381	91,028	2,922
		軽油引取税課税免除適用件数（鉱山数）	免税軽油使用量（kL）	減収額（百万円）																																		
平成21年度	416	87,548	2,810																																			
平成22年度	414	89,320	2,867																																			
平成23年度	406	90,081	2,892																																			
平成24年度	389	92,939	2,983																																			
平成25年度	381	91,028	2,922																																			
平成26年度	381	91,028	2,922																																			
平成27年度	381	91,028	2,922																																			
平成28年度	381	91,028	2,922																																			
要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当省が行った実態調査のうち、中小企業の掘採事業者の直近の経営状況は、約3割弱が赤字であったが、仮に本措置が廃止となり軽油引取税が課税されることとなると、赤字企業の割合は4割強に上昇する見込みであり、増税による経営状況の悪化により、廃業・倒産が多数発生することが懸念され、事業者にとって、また地域雇用において、その影響度は極めて大きいことが予見される。</li> <li>・また、中小事業者の事業継続が困難になった場合、閉山時に必要な緑化修復や埋戻し工事に必要な経費が十分積み立てられないまま閉山を迎えることとなり、その結果、緑地化や補強工事が行われぬまま跡地が放置され、陥没等が生じかねないこととなる。</li> <li>・このため、本措置は地方圏で事業を展開する掘採事業者の安定的な事業の継続に資し、鉱物資源の安定供給確保に有効な手段であるとともに、安倍内閣が取り組む地域経済活性化にも大いに貢献することとなる。</li> </ul>																																					
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	—																																				
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—																																				
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本措置の廃止に伴う増税分を国内鉱物資源の安定供給や雇用維持のために、代替策として補助金等による支援も考えられるが、厳しい財政状況下において、その可能性は皆無に等しい。</li> <li>・このため、予算執行を伴わない既存の課税免除措置による支援が適切。</li> </ul>																																				
要望の措置の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本措置の廃止は、石灰石等鉱物資源の安定供給に欠かせない事業者の経営基盤の安定や雇用の維持に大きな影響がある。</li> <li>・仮に本措置が廃止となり、取引先からの値引き交渉により、増税分を製品価格に転嫁することができない場合、特に中小企業において経営状況の悪化による廃業・倒産が相次ぎ、鉱物資源の安定供給ができなくなる可能性が高く、結果的に国民の生活を維持する社会資本整備の遅延、雇用の維持に大きな影響を及ぼすおそれがある。</li> <li>・本措置の廃止に伴う増税分を国内鉱物資源の安定供給や雇用維持のために代替措置として、補助金等による支援も考えられるが、厳しい財政状況下において、その可能性は皆無に等しい。</li> <li>・このため、予算執行を伴わない既存の課税免除措置による支援が適切。</li> </ul>																																					

<p>税負担軽減措置等の適用実績</p>	<p>・我が国の金属・非金属鉱山（381鉱山（平成25年4月1日現在））では、採取する鉱物の種類に関わらず、削岩機、積み込み機械、運搬機械等、軽油を燃料とする重機類を使用する作業を行っていることから、全ての事業者が当該課税免除措置を受けているものと推測。</p> <table border="1" data-bbox="384 197 1321 376"> <thead> <tr> <th></th> <th>軽油引取税課税免除適用件数（鉱山数）</th> <th>免税軽油使用量（kL）</th> <th>減収額（百万円）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成21年度</td> <td>416</td> <td>87,548</td> <td>2,810</td> </tr> <tr> <td>平成22年度</td> <td>414</td> <td>89,320</td> <td>2,867</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>406</td> <td>90,081</td> <td>2,892</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>389</td> <td>92,939</td> <td>2,983</td> </tr> </tbody> </table> <p>【適用件数(鉱山数)】経済産業省調べ 【免税軽油使用量】 鉱物生産量当たりの免税軽油使用量に生産量を乗じて算出</p>		軽油引取税課税免除適用件数（鉱山数）	免税軽油使用量（kL）	減収額（百万円）	平成21年度	416	87,548	2,810	平成22年度	414	89,320	2,867	平成23年度	406	90,081	2,892	平成24年度	389	92,939	2,983
	軽油引取税課税免除適用件数（鉱山数）	免税軽油使用量（kL）	減収額（百万円）																		
平成21年度	416	87,548	2,810																		
平成22年度	414	89,320	2,867																		
平成23年度	406	90,081	2,892																		
平成24年度	389	92,939	2,983																		
<p>「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績</p>	<p>軽油引取税の課税免除の特例措置（地方税附則第12条の2の7 第1項）</p> <p>①適用総額の種類： 税額</p> <p>②適用実績： 23年度 91,311,885千円 24年度 94,380,805千円</p>																				
<p>税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）</p>	<p>・石灰石等鉱物掘採事業では、鉱山敷地内で専ら鉱物を掘採するために専用の機械（掘採、積み込み、運搬等）が必要であり、その動力はディーゼルエンジンであるため、燃料として軽油の使用が不可避である。</p> <p>・一方、当省が行った実態調査の結果、生産コストに占める軽油費用の割合は、平均10%程度を占め、仮に減免措置が廃止された場合には、生産コスト全体に占める軽油費用の割合も、平均13%程度に増加するなど、軽油費用の変動は生産コストを大きく左右する。</p> <p>・このようなことから、本措置は事業者の経営基盤の安定と生産コストの低減に寄与する最も有効な手段である。</p>																				
<p>前回要望時の達成目標</p>	<p>—</p>																				
<p>前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由</p>	<p>—</p>																				
<p>これまでの要望経緯</p>	<p>昭和31年度（創設） 課税免除対象用途は「さく岩機及び動力付試すい機の動力源」</p> <p>昭和34年度（拡充） 課税免除対象用途を「さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場内においてもつばら鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワーショベル、ブルドーザー及びダンプカー（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源」に改正</p> <p>昭和36年度（拡充） 課税免除対象用途を「さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物（岩石を含む。）の掘採事業を営む者の事業場内においてもつばら鉱物の掘採及び運搬のために使用されるパワーショベル、ブルドーザーその他これらに類する機械及びダンプカー（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源」に改正</p> <p>昭和37年度（拡充） 課税免除対象用途を「さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物（岩石及び砂利を含む。）の掘採事業を営む者の事業場内においてもつばら鉱物（岩石及び砂利を含む。）の掘採、積み込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源」に改正</p> <p>昭和46年度（拡充） 課税免除対象用途を「さく岩機及び動力付試すい機並びに鉱物の掘採事業を営む者の事業場（砂利を洗浄する場所を含む。）内においてもつばら鉱物の掘採、積み込み又は運搬のために使用する機械（道路運送車両法第四条の規定による登録を受けているものを除く。）の動力源」に改正 （平成21年度より軽油引取税は道路特定財源から一般財源に改正）</p> <p>平成21年度 課税免除措置を3年間延長 平成24年度 課税免除措置を3年間延長</p>																				
	<p>ページ —</p>																				